

福島県教育委員会平成28年3月定例会会議抄録

1 日 時	平成 28 年 3 月 22 日 (火) 午後 5 時 00 分
2 場 所	教育委員室 (県庁西庁舎 9 階)
3 出席 委員	蜂須賀委員長、1 番 高橋委員、2 番 小野委員、3 番 佐藤委員、4 番 浅川委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後 5 時 00 分、委員長から 3 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、佐藤委員、浅川委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日 1 日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定された。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第 1 号から議案第 3 号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
	議案第 4 号は、第 6 次福島県総合教育計画における指針の変更について諮るもの。
	議案第 5 号は、第 6 次福島県総合教育計画の施策毎に平成 28 年度に実施する事業等を体系的に示す「平成 28 年度アクションプラン」を策定しようとするもの。
	議案第 6 号から議案第 8 号は、福島県指定重要有形民俗文化財、福島県指定重要無形民俗文化財及び福島県指定天然記念物の指定について諮るもの。
	議案第 9 号から議案第 22 号は、教育委員会規則の制定、一部改正及び廃止について諮るも

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>の。</p> <p>議案第23号は、福島県立美術館長の委嘱について諮るもの。</p> <p>議案第24号は、福島県教育委員会表彰規程に基づく平成27年度教育・文化関係表彰の被表彰者の追加について諮るもの。</p> <p>議案第25号は、平成29年度使用教科用図書選定審議会委員の任命について諮るもの。</p> <p>議案第26号から議案第28号は、平成28年度の人事異動について決定し、発令しようとするもの。</p> <p>報告第1号は、平成29年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る改善点について報告するもの。</p> <p>報告第2号は、教職員等による不適切な行為に関する実態調査について報告するもの。</p> <p>報告第3号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議事項のうち、議案第4号から議案第22号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく非公開と決定された。</p> <p>議案第1号から議案第3号の審議については、先ほど決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(7) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p> <p>議 案 第 2 号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第1号）、義務教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より体罰等に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第2号）、高校教育課長より事故の内容につ</p>

<p>議案第 3 号</p>	<p>いて説明があった後、職員課長より職場内秩序びん乱に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第3号）、高校教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>ここで、委員長から暫時休議が告げられた。</p> <p>（休 議）</p>
<p>(8) 議案審議 議案第 4 号</p>	<p>午後5時54分、委員長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>第6次福島県総合教育計画における指標の変更について（議案第4号）、教育総務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第 5 号</p>	<p>第6次福島県総合教育計画「平成28年度アクションプラン」について（議案第5号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>佐藤委員：基本目標1の中に、「政治的教養を豊かにするため、主権者教育の充実に努めます。」とあるが、具体的な事業はあるのか。</p> <p>高校教育課長：予算措置を伴う取組は予定していない。研修会等を活用して進めていきたいと考えている。</p> <p>教 育 長：教員に対して研修を行い、研修を受けた教員が実際の授業の中で主権者教育を実施していく。予算化した事業は特にないが、アクションプランにおける位置づけを明確にするために、主権者教育についての文言も入れさせていただいた。</p> <p>高橋委員：優秀教職員表彰は毎年実施しているが、重点事業としたことで何か変更となる点</p>

議案第 6 号
～
議案第 8 号

はあるのか。

職員課長：変更点は特にない。これまでと同様、優秀な教職員を表彰することで全体のモラルの向上につなげていきたいという趣旨の事業である。

福島県指定重要有形民俗文化財の指定（議案第 6 号）、福島県指定重要無形民俗文化財の指定（議案第 7 号）及び福島県指定天然記念物の指定（議案第 8 号）について、文化財課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決された。

浅川委員：太々神楽はいつ行われているのか。

文化財課長：1月1日の元旦祭、2月第3日曜日の春祭り、7月第4日曜日の夏越祓い、10月第1日曜日の例祭、11月23日の新嘗祭において行われている。

高橋委員：写真では大クリの名称が「岩月の大クリ」となっているが、今回、「二軒在家の大クリ」という名称で県指定とするまでの擦り合わせや経過を教えてほしい。

文化財課長：「岩月の大クリ」というのは喜多方市の指定天然記念物としての名称であるが、県の場合は地名で名称を付けることが多く、元々この辺りは二軒在家という地名で呼ばれており、審議会においても「二軒在家の大クリ」という名称にしようという判断がなされたものである。市の指定名称と県の指定名称が異なるケースは多い。議案第 6 号の屏風についても、市の指定名称は「野馬追図屏風」であるが、審議会において、県の指定文化財としての従来どおりの名称の付け方をしようということで「相馬野馬追図屏風」とされた。

委員長：喜多方市との擦り合わせはできているのかということである。

文化財課長：擦り合わせはあまり行っていない。

高橋委員：岩月も地名であり、「なぜ長年親しまれてきた名称と異なる名称を付けるのか」という意見も出てくるのではないか。その辺りが心配である。

文化財課長：県では、緑の文化財の指定も行っており、そちらでは「二軒在家の大クリ」という名称で指定されている。

県として同じ名称で指定すべきであるということも、今回の名称決定の一つの理由であると思う。

高橋委員：名称を見た時に、どこにあるのかが分からないものが多いような気がする。きちんとした由来から名称を付けているのであれば、それはそれで納得できるが、広報に当たってはその辺りも配慮した方が良いと思う。

小野委員：重要文化財はただ保存すれば良いということではなく、観光に結びつくような発信を考えるべきだと思う。フェイスブック等を活用すれば、日本人だけでなく海外の人にも関心を持ってもらえるので、今後、関係部局と連携して発信のあり方を検討してほしい。

文化財課長：指定文化財保存活用事業を実施しており、現在は活用をしないと修復もできないということにしている。

文化庁でも、文化財を保存することを本来の目的として様々な事業を行ってきたが、最近では日本遺産に代表されるように観光と結びつける施策を行っているので、県教委としても観光関連の部局と連携して取り組んでいきたい。

教育長：いわき市の白水阿弥陀堂の修復の際にも、修復の過程を小学生に見せるなど、単に修復するだけでなく、人を呼び込むような取組をしている。

議案第 9 号	<p>福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則について（議案第9号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
	<p>佐藤委員：全国高校総体が終了した後は、再度規則を改正して全国高校総体推進室に関する規定を削除するのか。</p>
	<p>教育総務課長：お見込みのとおりである。</p>
	<p>高橋委員：第5条第4項において、「県立学校」を「教育委員会の所管に属する教育機関」に改めた場合、具体的にはどのような機関が新たに加わることになるのか。</p>
	<p>施設財産室長：施設財産室では県立学校の施設整備や改修等を所管してきたが、今回の規則改正を受けて、例えば社会教育施設である図書館、美術館、博物館、自然の家等、教育委員会で所管している施設の整備等を一元的に担うこととなる。</p>
議案第 1 0 号	<p>福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（議案第10号）、</p>
～	
議案第 1 2 号	<p>及び福島県教育委員会行政不服審査法施行細則（議案第12号）について、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
	<p>高橋委員：今回の規則改正の後は、出資等法人については県報には載せなくなると理解して良いか。</p>
	<p>教育総務課長：お見込みのとおりである。</p>
	<p>高橋委員：写しの交付の料金は、A3の場合は1枚当たり何円になるのか。</p>
	<p>教育総務課長：規格にかかわらず、1枚当たり10円である。</p>
議案第 1 3 号	<p>福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則（議案第13号）及</p>

議案第14号	<p>び福島県立会津学鳳中学校の入学検定料の免除に関する規則の一部を改正する規則（議案第14号）について、財務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>佐藤委員：入学検定料の免除について、どのような手段で保護者等に周知をしているのか。</p> <p>財務課長：受験者に案内を出す際に、入学検定料の免除に関しても周知している。ただし、例えば広報媒体を通じて周知するとか、そのようなことまでは行っていない。</p>
議案第15号	<p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則について（議案第15号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第16号	<p>市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則の一部を改正する規則について（議案第16号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第17号	<p>教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について（議案第17号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第18号 ～	<p>福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則（議案第18号）及び福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（議案第19号）について義務教育課長より、福島県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則（議案第20号）につ</p>
議案第20号	<p>いて高校教育課長より、それぞれ説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第21号	<p>福島県教育関係職員倫理規則の一部を改正する規則について（議案第21号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第22号	<p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第22号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>

<p>(9) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(10) 議 案 審 議 議 案 第 2 3 号</p>	<p>委員長が、平成28年2月臨時会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認された。</p> <p>福島県立美術館長の委嘱について（議案第23号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 2 4 号</p>	<p>平成27年度教育・文化関係表彰について（議案第24号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 2 5 号</p>	<p>平成29年度使用教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第25号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 2 6 号</p>	<p>平成28年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（議案第26号）職員課長より、</p>
<p>～</p>	<p>平成28年度市町村公立小・中・特別支援学校教職員の人事について（議案第27号）義務</p>
<p>議 案 第 2 8 号</p>	<p>教育課長より、平成28年度県立学校教職員の人事について（議案第28号）高校教育課長</p>
<p>より、それぞれ説明があり、全員異議なく原案のとおり可決された。</p>	
<p>(11) 報 告 事 項</p>	
<p>報 告 第 1 号</p>	<p>平成29年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施に係る改善点について（報告第1号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく了承された。</p>
<p>報 告 第 2 号</p>	<p>教職員等による不適切な行為に関する実態調査について（報告第2号）、職員課長より説明があり、全員異議なく了承された。</p>
<p>報 告 第 3 号</p>	<p>訓告処分等について（報告第3号）、職員課長より説明があり、全員異議なく了承された。</p>

<p>(12) 議 席 の 指 定</p>	<p>ここで委員長より、次回の会議からの議席の指定を行う旨の発言があり、指定の方法についてくじ引きとするかを諮ったところ、全員異議なく、指定の方法はくじ引きとすることに決定された。</p> <p>教育長以外の委員がくじを引き、次のとおり決定された。</p> <p>1 番 蜂須賀 藤子 委員 2 番 佐 藤 有 史 委員 3 番 高 橋 金 一 委員 4 番 小 野 栄 重 委員 5 番 浅 川 なおみ 委員</p>
<p>(13) 次 回 の 日 程</p>	<p>平成28年4月15日（金）午後3時に定例会を開会することが決定された。</p>
<p>(14) 閉 会</p>	<p>午後7時58分に閉会となった。</p>